

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年6月1日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 守 下 実（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 中 島 真一郎（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 石 井 壯 治（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 丸 山 嘉 代（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 廣 澤 英 幸（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 木 田 卓 寿（東京弁護士会所属）
弁護士 工 藤 杏 平（第一東京弁護士会所属）
弁護士 市 川 雅 士（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

これから意見交換会を始めさせていただきたいと思います。私は、本日の司会を務めさせていただきます東京地裁刑事第1部の部長の守下と申します。よろしくお願いたします。本日は、平成30年2月から3月にかけて判決の言渡しのあった事件を担当された8名の裁判員経験者の方にお集まりいただきました。今後の裁判員裁判の運用改善のため、ぜひとも率直な御意見をお聞かせ願えればというふうに思っております。それから、参加者といたしまして、東京地検の石井副部長と、東京弁護士会の木田弁護士、オブザーバーとして、1名の裁判官と、それぞれ2名の検察官、弁護士も参加されております。

それでは、早速中身に入っていきたいと思います。まず最初に、今日のテーマ、中身に入っていく前に、私のほうから本日の参加者の皆様がどのよう

な事件を担当したかを簡単に御紹介しますので、裁判員を務めた全般的な感想をお聞かせ願いたいと思います。その際、差し支えない範囲で皆様の自己紹介もしていただければ、今後いろいろ意見を伺うときにバックグラウンド等が分かって参考になるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は8名の方がいらっしゃってるんですが、1番の方と3番の方、それから2番の方と7番の方が同じ事件を担当しておりますので、順序としては、同じ事件を担当された方たちから最初にまとめてお伺ひして、その後は番号順に紹介するという形にしたいと思ひます。まず、1番の方と3番の方が担当された事件ですけれども、罪名としては強姦致傷で、事案としては、ホテルに派遣されたいわゆるデリヘル嬢に被告人が暴行脅迫を加えて強姦しようとして全治1週間のけがを負わせたという事件のようです。暴行、脅迫行為の有無、強姦の行為の有無、それから責任能力の程度、心神耗弱かどうかが争点とされたようです。否認事件ということもあって、審理期間は4日間で評議も3日ぐらだったようですけれども、1番の方、いかがだったでしょうか。

1番

起訴状を見て、この事件に携わるんだということが一番最初に分かるわけですね。私自身としては、強姦事件ということで、あまり携わりたくない事件だったんですよ。いろいろやってみましてね、自分としては被害者がデリヘル嬢ということがすごく引っ掛かってましたが、検察官の話とかお聞きしたり、裁判長にも聞いたりして、すごくいい勉強になりました。

司会者

最初はちょっとやりたくなかったという感じだったのでしょうか。

1番

もっと違うやつって言ったら語弊があるんですけどね。

司会者

ただ、最終的には辞退は申し出ずに。

1 番

いやいや、全然。はなっから、選ばれたって頭がありましたから。

司会者

実際に裁判で拘束された期間としては、1 週間ぐらいだったんですね。

1 番

はい、そうですね。

司会者

いかがでしたか。大変だったと思うんですが。

1 番

私はよかったですね、最終的に。再度選任されたらどんな事件でもまたやりたいと思っています。

司会者

同じ事件を担当された、3 番の方、お願いします。

3 番

現在、私は広告代理店に勤務しております。そういった中で休みを取るのが非常に難しく、会社では私が初めて裁判員に選任された社員ということでしたが、一応会社の決まりとして制度は整っていたので、安心して休みを取ることができました。裁判員を務めた全般的な感想としては、思ったことと非常に違いました。強姦致傷ということで、すごく血が出てるような写真を見せられて、精神を病んでしまうのかなといった印象があったんですけども、そういったことはなく、思った以上に、軽かったという言葉は語弊がありますけども、罪名と実際の裁判とのギャップはものすごくありました。参加してみても感想は、世の中で一般的に聞く、何かすごく暗いイメージとは違って、やりがいもありましたし、私はもう一回やりたいとは思いませんですけども、いい経験はできたと思っています。

司会者

1 番の方，差し支えなければ，バックグラウンドというか，参加するに当たって，今の3 番の方と同じように何か苦勞がなかったか。その点があればお聞かせください。

1 番

ありませんね。もう腹くくってましたからね。図書館に行って，広報のDVDを見たり，いろんな書類を見てましたから。最初の通知が11月に来たんですけど，ここまで来たら選ばれたいと。で，2 回目のお知らせが2月にあって，ここで選任されたいなど。それで，当選して，やったと腹の中で思っていました。それで決めました。それだけの覚悟があつて臨みましたから，とても選任されてよかったです。

司会者

次に，2 番の方と7 番の方が担当された事件が同じ事件になります。罪名としては強盜致傷で，事案は深夜通行中の被害者の頸部に腕を巻きつけて絞めるなどの暴行を加えて，気を失った被害者からハンドバッグを奪って，その際，全治約1 週間のけがを負わせたとされた事件で，事実関係には争いがなくて，争点は量刑とされたようです。恐らく自白事件ということもあつて，審理，評議とも比較的コンパクトで，それぞれ2 日間だったようですけれども，2 番の方，この事件を担当されていていかがだったでしょうか。

2 番

私は2月に担当させていただきました。ちょうど，私は化学メーカーの会社に転職して半年ぐらいのタイミングだったんで，会社を休むのは立場的に難しかったかなというところがありました。ただ，参加することに関しては，非常に貴重な機会だという認識もありますし，一生の中でやれる人，やれない人って多分いると思うので，そういった意味で自分の経験にはなるな，参加したいというふうに思っていました。選ばれるときに，厳正な抽選みたい

なのですが、そのくじを目の前でやってるわけじゃないので、そのやり方がよく分からなくて、果たして本当にそれが出来レースなのかどうか、ちょっとハテナはありましたね。

司会者

そこについて説明はありましたか。

2 番

いや、特になかったです。あまり言っちゃいけないかなと思って、そういうのはなかったんですけど。事件だとかその裁判としては、弁護人と検察官とのやりとりが、すごい印象に残ってまして、結局プレゼンテーションの大会だというふうに思ったんです。事件の中身は別として、裁判というのはやっぱり、いかにジャッジメントする側に訴えかけるかどうかということだと思って、その結果、非常に弁護人の方が何かこれはないだろうというような弁護の仕方だったのと、検察官は非常にそこは上手だったので、明確に差を感じました。それは自分の仕事にも生かせるなということで勉強になりました。

司会者

今おっしゃったのは、どちらかという証拠調べというよりは最後の論告、弁論とか最初の冒頭陳述とか、その辺りの自分の主張を言う場面でのお話ですか。

2 番

まあそうですね。要は、彼が何をしたのかということが大事だと。罪そのものだということの中で、その罪というのはどういうものなのかがよく分かったのが検察官のお話で、弁護人の話ではその罪を軽くする理由が何なのかよく分からなかった。

司会者

一つだけ説明させていただくと、くじの点は、時々指摘されます。私が選

任手続をするときには説明するんですけれども、目の前で抽選をやりたいのはやまやまなんですけど、パソコンのソフトを使っているのもちょっと難しいというのと、いろんな人のデータとか辞退を認めるといった内容も入っていて、プライバシーの問題があるのでちょっと難しいんです。商店街のくじ引きみたいなものを持ってきてやってもいいんですが、余計に時間がかかってしまうので、速やかに手続を終えて皆様を解放するためにも、一番効率的な方法をとっているんで、申し訳ないなと思います。手続自体は本当に公正です。裁判官が誓って公正です。信用してください。それから、仕事の難しかったけれども何とか参加できたというのは、職務従事期間が4日だったからで、これが例えば1週間になると難しかったということですか。

2番

今勤めてる会社は結構大きい会社で、ちゃんと制度が整ってるので休めたんですけど、前に勤めてた会社だと、オーナー企業みたいな会社なので、ちょっと言いづらかったかなというのはあります。

司会者

今回の程度の審理期間でも難しかったと。

2番

難しかったと思います。

司会者

次に、同じ事件を担当された7番の方、いかがですか。

7番

ソフトエンジニアをやってます、プログラマーです。会社の規模は大体100人ぐらいで、最初に裁判員があるかもしれないという話を会社にするときに、本当に休むことになるというのを言い切れなかったのがちょっと辛かったというか、何か難しいなと思いました。休むのが確実だったら休みますって言えたんですけど、それを1週間休むかもしれませんというのはちょ

っと言いつらかったなというのがありました。裁判員そのものはやってみたいという気持ちはあったんですが、あまり重い事件だったり、期間が長かったりしたらちょっと難しいかなとも思っていました。比較的期間も短く、内容も整理されたものだったので、すごく経験できてよかったなと思っています。ただ、整理されている内容でも、実際に争点となった量刑が、どのぐらいが妥当なのかというのが、やっぱりいまだによく自分の中で整理できてないかなと思っています。以前の判決のデータベースを見せていただいたんですが、やっぱり2時間、3時間ぐらいの短い時間の中で、この量刑が本当に正しかったのかどうかというのは、後からニュースを見たりするとちょっと重かったのかなとか、そういうふうに今でも考えたりしています。

司会者

量刑でも、限られた時間の中で判断できるようなものを当事者から整理して出してくれないと困りますかね。あとは、今おっしゃっていただいたこともしばしばお聞きすることで、こちらも対策を考えなきゃいけないんですけども、選ばれることが確実に分かっていたら職場にもそう言えるんですけども、それがペンディングだと。また、選ばれる可能性を踏まえて一応そのシフトを空けておいてもらったのに選ばれないと申し訳ないというところもあって、なかなかうまい解決方法がないんですけど、最近、裁判所がやっているのは、選任されてから実際の裁判が行われるまで若干、例えば前の週にやって週末と1日置くとか、その辺りで若干の工夫をしてるんですけども。

7番

そうですね。選任手続の翌日から始まりますというのが、ちょっと問題かなと思って。1週間ぐらい空けていただければ、多分調整も利くんですけど。

司会者

理想を言えば1週間ぐらい空けてくれればということですかね。

7 番

そうですね。休みを取ったから、選ばれなかったとしてもそのまま休んでもいいかなという気はするんですけど、ちょっと心が痛むので。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に、4 番の方が担当された事件は、罪名としては現住建造物等放火というもので、事案としては、引きこもり状態の被告人が同居する兄や母への不満から自殺しようと考えて自宅に放火したとされた事件で、これも争点は量刑でした。資料を見ると比較的多くの証人尋問がされたようで、審理期間は4 日間で評議は2 日だったようです。4 番の方、経験されていかがだったでしょうか。

4 番

とてもよかったです。最初にノミネートされましたという通知が来て、その後さらにノミネートされましたって来たんですけど、去年来たときは旅行の予定がもう全部決まっててお金も払い込んであったので、その領収証を付けて、申し訳ないけど行けないということでお断りしました。今回は2 度目の案内だったので、いろいろ予定があったんですが、2 度目をまたお断りするのはいずれかもしれないなど。それと、これ7 0 歳定年ですよ。

司会者

定年というか、辞退できるということですよ。

4 番

私、今年7 0 になるもんですから、やるとしたらこれが最後だなんていう、ちょっと私の中にそういうのもありました。実際に来てみたら結構たくさん人がいるんで、ああ、これはもう一回何か言えば抜けられるなと思って、そのときはもう抜けようかな、機会があれば抜けちゃいたいと思ってはいたんですが、結局決まっちゃったんですよ。私たちの裁判は2 週間にまたがって6 日間ぐらいだったんですが、私はギャラリーをやっていて、旦那に交代し

てもらって、やり繰りできました。終わった後は、友人、知人に全部、来た
らやれ、絶対これは、不謹慎な言い方だけど、面白い。世の中の裏の状況を
人間絡みでもっと見ていくのにとってもいい勉強になると、絶対やれってみんなに
言ったら、結構やりたいという人がたくさんいるんですね。逃げたい
という人よりも、私の周りにはやりたいという人が。機会があったら絶対や
りたい、どうしたらやらせてもらえるんだろうとか、そういう人も多かつ
たです。

司会者

ありがとうございます。

4番

でも、私が担当した事件に関しては、結局30になって兄弟が二人とも引
きこもり、集合住宅に放火したということもあって、今の世の中の一つの流
れ、どうしてそんなふうなことが起こるんだろうかというようなこともいろ
いろ知れましたし、自分にとってもいい勉強になりました。ただ、さっき2
番の方もおっしゃってたけども、やっぱり裁判はプレゼンテーションだとな
って私も強く思いました。そして弁護人が下手。検察官の方がうまい。裁判長
に、どうしてこんなに差があるんだろうかと聞いたくらいです。検察官の出
した表の方が、もう一目瞭然なんですよ。検察官は3人ぐらいいらっしゃ
る中で、未熟者、中堅者、それからキャリアの方、だんだん鋭く、突いてく
るところが違ってた。だけど、最後まとめてくれる表は、なかなか納得力、
説得性のある、きちっとした表を出してきたんですね。弁護人の方は、文章
の羅列というか、さっきの方もおっしゃってたけども、どこをどう情状させ
て刑を軽くしたいのってところが全く訴えてこなかったね。私もそれを感じ
ましたね。

司会者

今日のテーマは分かりやすい審理ということなので、証拠調べが中核であ

りますけれども、その前の冒頭陳述、最後の論告とか弁論、その辺りの形式、中身等について、あるいは分量もあるかもしれませんが、後ほど話してみたいと思います。それでは、5番の方が担当された事件です。罪名としては住居侵入、強制わいせつ致死、殺人で、事案としては、若い女性宅に侵入してわいせつ目的で暴行を加えた被告人が、抵抗されて、殺意を持ってその首をコードで絞めるなどして被害者を殺害したとされた事件で、報道等もされた事件でした。争点は、強制わいせつの故意の有無、情状として被告人の精神状態が非難の程度を下げるかということでしたけれども、量刑も非常に問題となる事件であって、審理期間は6日間、評議はちょっと資料からは分かりませんが、相当かかったような事案だと思います。5番の方、経験されていかがだったでしょうか。

5番

この年になってまさか裁判員に選ばれるとは思っていなかったです。若い頃はずっと学校で教師をしておりました。実は、今回の事件の起こった場所、被害者の殺されたところは、まだ教員生活をやっていた頃に、年がら年中その地域を回って家庭訪問したり、地域の巡回をしたり、そういう場所だったので非常に重々しく感じたわけです。これは人一人の命がなくなってるわけでした。ただ、ああいう裁判の中で、被害者の両親、それから逆に加害者も、被告人の方の両親、その心情を聞いていても非常に重々しく感じたわけです。それ以来いろんな事件、今も新聞を年がら年中にぎわしていますけれど、そういうのを見ると、もう本当に事件そのものが胸に強く響くというか、つらい感じをしております。いずれにしろ、今回の裁判員裁判に参加させていただいて、非常に人間としての生きざまというか、何かそういうようなものを学ばせていただいたような気がします。

司会者

ありがとうございます。それでは、6番の方が担当された事件は、罪名と

しては覚せい剤取締法違反と関税法違反という密輸の事件です。事案は、外国人である被告人が共犯者と共謀の上、回収役として覚せい剤を営利目的で輸入したとされたもので、争点は覚せい剤輸入の故意、共謀の有無とされた事件でした。この事件では、10日間にわたって膨大な量の証拠が取り調べられて、評議も4日間ぐらいかけたようで、結局は無罪となった事案です。6番の方、いかがでしょうか。

6番

今、私は個人事業主をやっているんですが、その前は徹夜徹夜の会社員をしていました。実は裁判員候補者に選ばれましたというのが、記憶の中では多分前の仕事にいたときに1回来てるんですね。ただ、すごく夜中に帰って朝早く出てという生活で、とても休むなんて言えない職場だったんで、即座にごめんなさいと言って返しちゃった記憶があって、今、自分のコントロールで仕事ができる立場にはなったので、やんなきゃいけないかなというのあって、じゃあしょうがないと思って、断わずに、はいはいって言ってやっていました。ただ、忙しい時期を1回だけ書いていいとか、何かその、あんまり選択肢ないんですけど。

司会者

2か月だけですね。

6番

そうそう。1年の中でどこが一番駄目ですかという質問があったんで、本当は4回ぐらい駄目な時期があるんですけど、優先順位を付けて、じゃあここだけ駄目ですってやったら、そこを外して見事に決まっちゃったんですけども、確定申告の前に書き込んでしまったんで、裁判が2月から始まったんですけど、もう何かあまり寝られない生活をしました。裁判になだれ込みで入って、ただ、裁判が5時ぐらいには終わったんで、夜、仕事が入ってくるときには、しょうがないんで夜もやって、土日仕事やってという。

司会者

裁判中も、5時に終わって。

6番

はい。みんなに遅れてごめんとか言いながらやってたんですけど、多分会社員だったら、3週間丸々休まなきゃいけなかったんで、絶対無理だったなとは思いますが。同じグループの方は大手企業の方が多かったんで、非常に制度が整ってて、一応休みをもらいましたと言っていたんですが、休み時間ごとにパソコンで皆さん仕事はしてました。そういう状況で、お互い何かいい機会だったねとは言いながらやっていました。その意味ですごく長期間だったんで非常に難しかったというのが一番には思いました。あと、選ばれたときに裁判の内容を伺って、覚せい剤の密輸事件で、関わったか関わってないかということの審理ということで、その時点では殺人でもなく強姦でもなくてよかったと正直思ったんですね。血も見ないし、少しは気楽かなと思って見たら、資料もたくさんで、電話番号が山のように出てきて、しかも外国人の名前がたくさん出てきて。裁判は全部英語の同時通訳になっていて、しかも、覚せい剤も本当にそれが有罪となった場合には非常に量刑が重いということで、本当にやってない場合に有罪にしちゃうことの重さというのをものすごく感じて、毎日の審理でもものすごく頭が疲れて、帰るともう何かぐったりして口もきけないような状態で、裁判の種類は、血を見る見ないは関係ないなというのを非常に思いまして。裁判をやってる最中は家族ぐらいにしかなれないので、ちょっとストレスのやり場がなくて、1週間半は困ったという感じでした。後半の2週間目に入ったぐらいから少し慣れてちょっと気分転換ができたんですが、その辛さはちょっとありました。

司会者

ありがとうございました。最後に、8番の方が担当された事件ですけれども、罪名としては銃刀法違反、それから器物損壊、建造物損壊ということで、

暴力団員らが住宅密集地にあった民間企業の会長宅を2回銃撃等したという事案で、暴力団の事件ですし、共謀も争われたものなので、審理、評議とも3日間ずつだったようですが、大変だったんじゃないかなと思います。いかがでしたでしょうか。

8番

私は、アルバイト、パートで週に2日、3日ぐらいしか仕事に行っていないので、お休み自体は簡単に取れたので、やらなきゃいけないかなと思って参加しました。最初の選任手続のときは、被告人の名前と罪状だけ、あと本当に簡単なことしか出てなかったのので、ニュースにもなったような事件だとは思っていませんでした。選任手続に呼ばれたときは、裁判の日程を見て、何となくインターネットで調べれば、当たりというか付けられる、公表されてる事件で、もしこれに当たったらという、人が亡くなってるものがあったので、同じような日付だったらやめようと思ってたんですけど、それじゃないから、やれるならやりたいと思って行ったんですけど、選任されて始めてみたら結構難しいものだったので、思ったのと違うとは思いました。難しかったのは、反社会的な人たちとそれに関係する企業とかの暗黙のルールというか、それが当たり前ということをまず前提として分かんないことが多くて、証人の方の立場とかも、ぱっと聞かされただけだったら、この人は何なんだろうって思うんですよ。

司会者

突然、企業の方が出てきて。

8番

企業の方で、反社会的勢力の方と分かってるのに何で会いに行ってるんだろうとか思って、大きい企業だとそういうポジションの方がいるということをもっと知らなかったの、年齢的にというのもあるし、仕事のこともそういったことに関わってこなかったの、大きい企業だったり、そういう反社会的

勢力に、コンタクトがあるようなお仕事の人たちが当たり前に分かってることを全く分からなかったもので、そこが難しかったですね。

司会者

逆に言うと、当事者の主張とか証拠が、それは当然の前提として流れていくけど、それが最初は分かりにくかったということなんでしょうか。

8番

分かりにくくて質問しました、証人の方に。それで、理解しました。

司会者

証人に質問できたんですね。

8番

そうですね。何でこの人はこんな人たちに会いに行ってるのかなとか、普通の企業の人なのにとか、そういう感じでしたね。

司会者

裁判員裁判らしくていいですね。反社会的勢力の人たちが関わった事件で、特に危険を感じたとか、こういう配慮をしてもらったとか、その辺りは何かありますか。

8番

危険ということはないんですけど、傍聴席にずらっといらっしやったので。あと、下の階の食堂とかコンビニとかにもいらっしやるので、普通の傍聴の方なのでうろうろしてるので、ちょっと食堂とかは使えなかったです。

司会者

審理が終わって帰るときとかに何か配慮を、例えばいないことを見計らって帰っていただくとか、その辺りの配慮とかはありましたか。

8番

裁判長が、そこは大丈夫ですよと、そういう反社会的な人たちは普通の人には危害を加えたりすることは基本的にはないので安心してくださいと。あ

と、基本的な恨みとかそういうのは裁判長である私に來ます，だから安心して下さいと言ってくださったんで，別に気持ちの上では大丈夫だったんですけど，駅とかまではみんなで行ってました。みんなでというか，同じ方向の方とかと改札とかまでは一緒に入ってという，ばらばらに帰るということではなかったですね。

司会者

どうもありがとうございます。じゃ，一通りお話しいただきましたので，これから本題に入っていきます。審理の流れに従って，冒頭陳述，それから証拠調べ，それから論告，弁論という流れで伺っていきたいと思います。大きなテーマとしては，検察官，弁護人の主張が，形式や分量，その中身について適切だったかということで，恐らく分からなければ裁判官にいろいろ聞いたり説明があったりすると思うんですけども，理想を言うと，法律的な制度とか，仕組み，解釈についてはもちろん裁判官が説明すべきなんですけれども，本来，主張とか証拠に基づく判断というのは，裁判官から説明を聞くんじゃなくて，きちんと裁判員が当事者の主張とか証拠を見て判断した上で議論するというのが理想ですので，それができているのかいないのか。できていないとすると，どこが問題なのか，さらに，どうすればいいかというところまで話が進むといいかなというふうに思っています。では，まず冒頭陳述のところですけども，審理の最初に，皆様もまだ争点が分からないときに，起訴状を朗読して被告人に罪状認否を聞いた後で，検察官，弁護人が冒頭陳述という形で資料を提示しながらプレゼンテーションするというものです。本件ではここが争点ですと，争いがあるのでこういったことをこれから証拠で明らかにしていきますというのをやったと思います。これについて分かりやすさの点で問題を感じたこと，あるいはここがよかったということがあったら述べていただきたいと思います。6番の方の事件は，最初の冒頭陳述だけでも相当な分量だったというか，他の方は冒頭陳述はA 3判で1

枚ぐらいだったと思うんですけども、6番の方がやった事件だとA4判で19枚ぐらいあったんですかね。

6番

結構ありましたね。2日間やりましたから。

司会者

そこまで一生懸命やらなければ分からないような争点だったのかもしれませんが、最後まで行って結論を出した立場から見て、いかがだったでしょうか。もっとやり方はなかったのかどうかとか、実際どうだったか。

6番

英語の同時通訳が入ったということで、その時間を取られるので、最終的に2日間にまたがったのかなとは思いますが。ただ、登場人物が多いのと証人も六、七人出てきたのと、あと、今回被告人として出てきたのは一人ですけども、もう二人嫌疑がかかっている方もいるし、その中で本当に意図を持って動いているのかどうかということを見なきゃいけないので、すごく話が複雑に広がり過ぎちゃうので、一体何が争点かというのを常にみんなが立ち戻ってやるためには、やっぱり冒頭陳述が非常に重要だったと後で思いました。冒頭陳述の中でもポイントは三つ四つあったとは思いますが、弁護人と検察官それぞれで、とにかくここは一番気を付けてくださいということで、あまり誘導しちゃいけないし、さじ加減も難しいんでしょうけど、ただ、膨大にある中で、こういうところは見てくださいという、ある程度指標をいただくきっかけになったのは冒頭陳述だし、あと、人物関係を頭に入れるという意味でも、それがなければとても話に追い付けなくて、もう混乱しちゃう状況ではあったので。先ほど皆さん何人かの方が裁判はプレゼンだとおっしゃってましたけど、まさにそういう感じでした。我々の裁判のときは冒頭陳述で、弁護人も非常に分かりやすく説明して下さったのと、あと、検察官も、ちょっと詳細にわたっちゃった感じはありましたけど、分かりやすく説明し

てくださったんで、後で評議室に戻ったときも、冒頭陳述の何日目のあそこでありましたよねと言って、ああ、あった、あったという感じで、そこでみんなもう一回思い出して整理し直すという感じだったので、戻る基準になったという感じではあります。

司会者

冒頭陳述を聞いたときに、事件の全体像とか、何を判断しなきゃいけないか、これから証拠調べでどんなことをするかというのは、理解はできたんでしょうか。

6 番

ある程度、ざっくりとは理解できました。

司会者

我々は実際に経験してないので分からないんですけども、通訳の時間を割り引くとしても時間も分量も多いので、今おっしゃったどこが大事なのかというのは、その中で何か指摘があったんですか。

6 番

はい。プレゼンテーションの中で、登場人物がこれだけいますけども、この中で一番気になってるのはこの人で、ここについて審理しなければいけませんと。そのための補足資料としてこれを説明するけれども、メインはこっちですよという話と、あと、何が争点になってるかが非常にばらけがちな事案ではあったので、そこを全員で同じ目で見えるために、ここですよというのをずっと示しておくみたいな感じで、みんな手元で持ってたので、冒頭陳述で1回、もちろん1回の説明じゃ全然頭には入らないんですけど、検察官、弁護士、両方の立場からしていただいて、一応ざっくりと頭に大まかに入れていて、審理が進む中でも、冒頭陳述のあそこをもう一回見てくださいと言って、また見たりする感じでした。

司会者

冒頭陳述をやって、1回では分からないけれども、その後の証拠調べが進む中で、また冒頭陳述に戻ると、そういうことですね。

6番

そうです。

司会者

その戻って下さいというのは誰かが言うんですか。

6番

検察官なり弁護士なり、言い方はいろいろですけども、要するに、そこを見てもう一回確認しますが、こうですよという話で。

司会者

例えば、証人尋問をする前に、これからやる証人尋問は、冒頭陳述で言うここで、ここで立証したいことに関わる証人ですよ、みたいな説明があるんですね。

6番

そうです。

司会者

他の方は、なかなかイメージがつきにくいかもしれませんが、6番の方がやった事件は覚せい剤密輸なんですからけれども、非常に登場人物が多くて、一つの冊子みたいな冒頭陳述であり論告なんですよ。皆さん御自身が経験された冒頭陳述については、皆さんが審理を聞き、評議をするに当たって、いかがでしたか。最初の段階でそれで道筋が分かったかどうか。冒頭陳述の中身や形式について問題あるいはよかったと感じた点はありましたでしょうか。例えば1番の方と3番の方が担当された事件も否認事件で争いがある事件だったんですけれども、何を判断すればいいかとかいうのは分かりましたでしょうか。そもそも冒頭陳述と、後から出てくる証拠との関係は分かりましたか。

1 番

分かりました。

司会者

冒頭陳述はA 3判 1枚にまとめられていますが、いろいろ盛り込まれて情報量が結構多かったようですが。

1 番

いや、私は、流れがよくつかめて、よくまとまっていたし、よかったと思います。

司会者

3番の方はいかがですか。

3 番

私も分かりやすかったと思いました。理由は、事件が一般人としての常識のない方が、お金がないにもかかわらずデリヘル嬢を呼んで、払えないから結果として殺人をしようとした、性交もしようとしたという、よくテレビとかで話題になりそうなありがちな話だったので、まず事件の概要はよく分かりました。争点も、そういう事件だったので、ホテルの密室の中で性交があったのかどうか、強姦するつもりがあったのか、あと最後に、責任能力があったのかということがA 3判の1枚の紙にまとめられていたので、事案としても理解しやすかったですし、内容も、争点として明確に示されていたので分かりやすかったと思います。

司会者

弁護人の方はどうでしたか。弁護人の形式は若干違って、分量は同じぐらいなんですけれども、文章で書いてあるみたいなんですけど、これはいかがでしたか。

3 番

本当に大変申し訳ないんですけど、今、参加者の半分以上の方が感じられ

てるように、私も正直なところ弁護人の書類全てにわたって分かりにくかったかなと思ったんですけども、事案として頭に入ってきやすい内容だったということで、大体のところは内容はつかめました。

司会者

今回、弁護士のオブザーバーも参加されていますので、聞いてみたいところがあれば聞いていただいても結構ですが。どうぞ。

木田弁護士

今おっしゃられたのは、主張として成り立たないんじゃないかという分かりにくさなのか、弁護人が言ってること自体が、意味は分かるのか、狙いが分かりにくいのか、どのような分かりにくさということでしょうか。

3 番

どちらかと言うと狙いが、質問の意図が分からなかったです。被告人が、精神障害があったのかなかったのかというような人で、被告人の話を聞いてても、私は理解できなかったんですけど、被告人の主張ができない中で、弁護人もその人を守ろうと思って質問をいろいろとしてくれてたとは思いますが、被告人の主張が分からないから弁護人の質問もぶれてしまって、私たちに狙いが伝わらなかったのかなという印象を受けました。

司会者

今のは証拠調べに入って被告人質問をする時の話ですね。

3 番

はい。

司会者

今、木田弁護士がお聞きしたのは、言ってることが分からないというのは、審理のはじめの冒頭陳述でのプレゼンテーションの形式が悪いのか、それとも内容が分かりにくいのかということだと思えますけれども。

3 番

冒頭陳述でも被告人が無罪の主張をしてたんですけど、そういう意味での話し方とかは理解できてたと思います。その先が分からなかっただけで、冒頭陳述の、争点の無罪を主張するところでの話し方は、すいません、認識違いで、ちょっと思い出したんですけど、そこは訂正させていただきます。

司会者

証拠調べに入っていくうちに、何を言ってるんだろうという感じになったんですか。

3 番

はい。

司会者

他の方はいかがですか。裁判官から、冒頭陳述を聞いていただければ争点は分かりますよと言われて初めて法廷に入って、被告人が現れて、そこでプレゼンテーションをしていると。そこで、あっ、分かった、これから我々はこれを判断すればいいのかと分かったという記憶なのか、それとも、裁判官から今の冒頭陳述は分かりましたかと聞かれて、やっぱり分からないということで説明を受けたのか、いかがですか。

7 番

争点がすごくシンプルだったので、冒頭陳述は双方 A 4 判、1 枚ずつで、分かりやすかったです。ただ、弁護人の資料は文章、テキストだったんですね。で、事件の概要とか全く書かれてなくて、急に核心のようなところしか書かれてないので、最初に検察官が冒頭陳述で分かりやすく説明してくれた後に、弁護人のテキストの冒頭陳述を見せていただいたので理解できたんですけど、もし順番が逆だったら多分分からなかったかなという気がしております。

司会者

弁護人の方は、検察官が罪体というか事実については説明するので、弁護

人が言いたいところをポイントを絞って主張するというスタイルで。

木田弁護士

冒頭陳述のメモを渡したんですかね。

7番

そうです。

木田弁護士

口頭だけでメモを出さないパターンもありますよね。だから、弁護人としては、検察官の冒頭陳述を前提にして、どうしたら理解してもらえるかというようなことでやってるんだろうと思うんですけど。

7番

そうなんです。ちょっとそこは分かってなかったですね。

木田弁護士

でも、その順序であれば別に分かりにくくはないということですか。

7番

はい。最初に検察官の資料が本当にプレゼン資料みたいに分かりやすく、絵とか図形を使って書いてくださってるので、それで頭に入りやすいのかなというのはあるかなと思います。例えば弁護人も、別に分かりやすいプレゼンの資料みたいにするのは禁止されてるわけではないですよ。

司会者

禁止されているわけではないです。それぞれ工夫されているんだと思いますが。検察庁は、検察庁という組織なので、大体同じようなものが出てくることが多いんですが、弁護人はいろんなスタイルの方がいらっしゃるんで、決まっていないというのが実情ではありますけれども。4番の方の事件はどうでしたか。

4番

冒頭陳述は両方とも分かりやすく、私は分かりやすいなと思ったんです

けど。私たちの事件というのは、被告人の精神状態がどういうふうに変化していったのか、追い詰められていったのかということだったんですね。そして、後半に評議をする中で、最初の冒頭陳述で検察官から出された時系列の、この時間にこれが起こって、これが起こって、というだけじゃやっぱり駄目だと。これが起こったときに、被告人の精神状態はどうだったのかということをもう一遍スライドさせて、私たちは白板で作り直してやりましたね。

司会者

今のは、最初の冒頭陳述のときに一応時系列みたいなものを書いてあって。

4 番

検察官から、ほとんど時系列で書いて出てきたんですけどね。精神的な問題を追う場合には、起こった事実だけでは彼が本当にそんなことを考えてたのかが追えなかったですね。それは、私たちなりに評議の中で補足しながらまとめていったんです。

司会者

また質問が戻ってしまうかも分からないんですけども、冒頭陳述を聞いて、証拠調べが始まる前に法廷からいったん戻ってきたと思いますが、そこで特に裁判官に説明を求めなきゃいけなかったりとか、あるいは求めなかったけれども、本当は聞いてみたかったというような記憶はないですか。どうですか、6 番の方。

6 番

私の場合は、もともと複雑で大変ですよということで始まっているので。

司会者

そういう警告があったんですね。

6 番

なので、裁判員に対して、裁判官とか皆様、非常に助けてくださるモードでいらしたので、冒頭陳述を1日何回かに分けてやりながら、戻るごとに、

今の分かりましたかと言って、もう一回復習しながらやってくれました。

司会者

戻ると共に裁判官が復習をして説明しないとならない、もともと事案がそうだったかもしれませんが、そういうやり方だったんですか。

6 番

そうですね。それが裁判官の好意でやってくださったのか、それとも自然発生的にされたかは分からないんですけども、戻ると自然にみんなで、今のはこうかなと話合いが始まって、そこで裁判官も一緒になって、ちょっともう一回整理しましょうかと言って、軽く整理をして、また次の回の冒頭陳述にみんなで行くというような形をとって。逆に我々の場合は、1回で理解しようとしなくていいですよということが前提だったんですね。だからとにかく道を見失わないようにしてくださいということで、みんなついていながら、3週間かけながら最終的に判断すればいいので、むしろ変な先入観を入れないで、とにかく説明を聞いて分からないところがないかとか、あと、不明な点が新たに出てきてないかということ、逐一皆さんオープンに話し合ってくださいということでした。冒頭陳述は、慣れない言葉も多いので確かに分かりにくくはありますが、ただ、そこで結論を出すわけではないので、ここでみんなが気にしなきゃいけないのはこれだよねということと、検察官と弁護人が言ってることはこういうことだということをまず理解するという意味では、そこまではクリアできていたかなと思います。

司会者

分かりました。冒頭陳述の関係で経験者の方に聞いてみたいことがある方はいらっしゃいますか。検察官の方はいかがですか。

石井検察官

検察官の石井です。最近の検察庁の方針としては、なるべく情報量を絞って、すぐに理解できるようなポイントを示したり、その示し方も、適宜絵を

使うなり工夫してやっているつもりなんですけれども、逆に、これから審理が始まるので、この点に注目してくださいということしか言わないパターンもあつたりします。資料を見ますと、2番の方と7番の方の事件では、冒頭陳述でどういう事実関係を立証しますというよりも、これから証拠調べに入りますので、この点に着目して見てくださいということしか言ってないと思うんです。それぐらいで情報として十分なのか、あるいは、例えば時系列的なものを付ける場合もあるんですけれども、それぐらいあつた方がいいのか。いろいろ事件によって違うんで、なかなか難しいとは思いますが、情報として多過ぎたと思つたりとか、少な過ぎたと思つたりとか、そういったところがあつたら、聞いてみたいと思います。

司会者

参加者の方は、自分が担当した事件以外のものがどんなものかというのは御存じないと思うので、なかなか難しいかもしれませんが。今、石井検察官から言われたところを補足すると、2番の方、7番の方の事件の冒頭陳述は、いわゆる我々が思わせぶり冒頭陳述と言っているもので、具体的事実ではなくて、着目してほしい点として、例えば、なぜ被告人は被害女性を狙ったのかとか、どのようにして近付いたのかといった点を示して、以下、証拠調べを見よみたいなの、そういうスタイルなんですよね。それに比べて4番の方がおっしゃったような冒頭陳述は、冒頭陳述自体は証拠ではないんですけれども、証拠にこういうものが出てきますよということで、時系列に沿って、ここで放火を決意したとか、どちらかと言うと詳しい情報を入れるタイプの冒頭陳述なんですね。検察官としてはその事件にふさわしいスタイルでやっているかと思いますが、いかがでしたでしょうか。2番の方と7番の方のものは、情報量をかなり絞っている冒頭陳述なんです。

2番

そうですね。事件の内容自体は非常にシンプルな事件だったがゆえに、こ

んなに、ピックアップして考えるべき点があるんだなみたいな。

司会者

むしろ逆に。

2番

言われないと多分自分ではここまで考えなくて、なぜ被害女性を狙ったのかとか、なぜ首を絞めたのかなんて、強いて言ったらお金が欲しいから首を絞めたというところにしかならないんですけど、改めて言われて、事件の凶悪性みたいなものが、自分で考えるより余計分かってきたというか、自分でもよく分かったなというふうに思います。弁護人の冒頭陳述は、つらつらと書いてあるんですけど、何か言い訳というか、本当にその事実が資料に書いてあって、だからちょっとしょうがなかったですということにされて、何か自分で考えて導き出した答えじゃなかったなど。

司会者

7番の方。

7番

そうですね。冒頭陳述と評議が近かったんで混ざっちゃったんですけど、弁護人がずっとしゃべってたという印象があって、2番の方がおっしゃってるように、何を主張したいのかが分かりにくかったなというのがありました。先ほど検察官がおっしゃった、情報を絞り過ぎても分かりにくいというか、よくないのかという話については、実際、証拠調べが始まった後に、防犯カメラの映像とかいろんな証拠が出てきて、そのときに初めてこういう流れで事件があったんだというのが、急にやってきたので、そのときはやっぱり事前に、どういう流れで何が起きたかというのは分かってた方が頭に入りやすいのかなという気はしました。どういう流れで、結果としてどういうことが行われたかというのは分かったんですけど、どうしてそこまで至ったかというのは、証拠調べが始まってから、ああ、こうだったんだというふうに初め

て知ったかなと思います。

司会者

逆に、証拠に基づく判断なので、証拠調べですつと分かるというか、あまり冒頭陳述で全部分かってしまっても証拠調べにならないのでというところかもしれないですね。

7番

両方あればいいのかなと思っちゃうんです。それはやっぱり負担が大きかったりするんでしょうか。時系列のものと概要のものが。

司会者

だからその組み合わせですよ。

7番

そうですね。両方あってもいいのかなという気がちょっとしました。

司会者

それでは次に、証拠調べのところに入っていきたいと思います。ここはもう自由に感じたところを言っていただければいいかなと思います。証拠調べとしては、証拠書類の取調べと、証人尋問や被告人質問といういわゆる証言台のところに出てきて話をして質問するというものがあつたと思います。特に証人尋問のときや被告人質問のときは裁判員の方も質問できたので、それを思い出された方もいるかもしれません。証拠書類を朗読したり、あるいはモニターで映したりした辺りはどうだったか、それから証人尋問や被告人質問、特に証人の中でもちょっと難しい専門家の尋問とか、あるいは人数が多かった事件もあつたと思いますけれども、これらについて改善点とか指摘点とかあればおっしゃっていただければと思います。

5番

ちょっとこれはおかしいなと思ったのは、殺人事件で、2階に被害者がいたんです。その真下に住んでる人の証言で、2階でこういう物音がしたと、

帰ってきたときの音，それからその後をついてくる音，それから2階でこんな物音がしていた，そういうような話をしたわけですが，それを実際に現場検証でやったわけですね。ところが，その現場検証をやったときにはもう既に次の人が入居していて，実際に2階の部屋で，例えば転んだりとか，そういうような音を出すことができなくて，それを廊下でやった。玄関のところでやったと。そうすると，それが本当に現場検証になるのかどうか，すごく不自然に感じたんですね。

司会者

そういう証拠が出てきたけれど，実際の状況を反映したものじゃない再現をやっているのだから，それでどうやって判断しろというのが困ったということですか。

5番

はい。そのやり方が，一番気になりました。

司会者

それは検察官の問題かもしれませんが，証拠として判断が難しいようなものが出てきたということですか。他の方，どんなことでもどうぞ。

7番

防犯カメラの映像が証拠だったんですけど，渡されたのは紙に印刷された画像だったんです。これが何時何分の画像ですというふうに示されたんですけど，それが本当にその時間の映像なのかなというのがちょっと分からなかったです。

司会者

防犯ビデオはよく証拠になるんですけど，タイムスタンプといってそこに時間が出ているものもあるんですけど，それはなかったんですね。

7番

なかったと思います。

司会者

写真があって、それについて、多分統合捜査報告書みたいなものあって、そこにこれは何時何分の画像ですというのが付いていて。

7番

そうですね。テキストで隣に何か書いてあって、本当にこれ、この時間の映像なのかなと、間違いはないと思うんですけど、ちょっと思ったりしました。

司会者

それは裁判官に説明を求めたりしましたか。

7番

いや、してないです。

司会者

疑問に思いながら、こんなものかなという。

7番

そうです。そういうもんかなって。

司会者

それは、どうしていたら疑問に思わなかったんでしょうか。検察官も弁護人も裁判員の方に分かってもらいたくて、証拠の形式を分かりやすいように工夫をするんですよね。恐らく防犯ビデオをそのままやっても長いし、見えにくかったりするんで、そこからピックアップをして、説明も証拠から持ってきた説明を組み立てて統合みたいなことをします。元の証拠があるので、それを見れば多分その時間も間違っていないし、弁護人も検察官も双方ともいいと言っているのでいいんですが、これは我々の暗黙の了解なので、裁判員の立場からすると、そこもちゃんと説明がないと分からないと。

7番

そうですね。タイムスタンプが入ってれば分かるんですけど、確かなか

ったですよ。覚えてませんか。

2番

そこまでは覚えてないです。

7番

ちょっとそこが引っ掛かったのは記憶にあります。

司会者

それは、作るときに気を付けてもらった方がいいということですね。

7番

はい。

司会者

他に何かありませんか。

6番

英語の通訳が入った事件だったので、逐一通訳が入ったんですが、冒頭陳述のときは逐語通訳で。

司会者

同時通訳ですよ。

6番

そうです。ほとんどは聞こえてたんですけど、基本的に逐語訳と聞いてたんですけど、冒頭陳述とか場面によって時々サマリーになっちゃっていて、例えば被告人がしゃべったはずの言葉が通訳に入ってなかったりして、あれっと思うものもあったりして。だから、どういう使い分けをして訳してるのか、全部逐一やってるのか、そうじゃないのか、ちょっと揺れてるときがあったなと思いました。

司会者

通訳事件では、冒頭陳述などはあらかじめ書面があるので、それを渡しておいて同時通訳なんですね。証拠調べに入っても、書証といって、書面のも

のも内容が分かっているのです、これもあらかじめこういうふうに訳してくださいというのをそれぞれに渡しておいて、同時通訳なんです。ただ、証人や被告人がしゃべるときはアドリブなので、しゃべってもらって逐語で通訳という形になっています。それが何かごっちゃになっていましたか。

6 番

時々訳し方が違ったんで、あれっと思って、じゃあ通訳で全部は訳してないのかなって思いながら、思考がぐちゃぐちゃしながら聞いていて、その違いが分からなかったというのが一つあったのと、電話のやりとりの音声を起こしましたというのが証拠として紙で出てきて、それは配布資料じゃなくてすぐ回収だったんですけど、それがすごい日本語訳だったんです。電話の会話を訳してるのが、例えば、「私は明日どこどこに行きます」と普通だったら書きそうなところを、「私は行きます、明日、どこへ」と、全部そういう言葉で、えっ、分かんないと思って。それがずっと1時間か2時間か続くんで、もうちょっと分かりやすい日本語にしてほしいし、何でそういう訳し方をするのかなと、すごく疑問に思ったんですね。

司会者

それは書証の取調べのときですか。

6 番

確かそうだと思います。回収されちゃったんで、後で見直そうと思ったらなかったですけど。

司会者

証拠だからですか。

6 番

そうだと思います。会話記録というので文章に起こしたのが一部あったんですけど。被告人にとっては自分の無罪を主張するための非常に重要な資料であるだろうに、そういう思考をブロックされるような訳だと、余計な情報

が入っちゃって、何かこう集中しにくいところがあつて。

司会者

それは訳がすごくずさんだったということですか。

6 番

ずさんというか、その訳し方が何か、もしかしたら裁判所ってそういうふうに訳しますって決まってるのかなって思っちゃったぐらい、丁寧に全部通してそういう訳だったので、えっと思って、頭が二重に疲れちゃったという感じはありました。

司会者

6 番の方の事件は、冒頭陳述もすさまじい量という話をしたんですが、書証の取調べというか、書面の調べも長かったようです。他の方も、書証の取調べで朗読したり画面に映したりというのが、大体1時間とか、長くて2時間ぐらいであったと思います。6 番の方の場合は、書証の取調べが5時間とか6時間ぐらいで、さらに予備として100分とあるので、ものすごく長い。書証として通話記録みたいなのをずっと調べていたんですか。

6 番

通話記録の拾えたものはリアルに日本語で読み直したり、何時何分、誰から誰に電話した、何時何分というのを全部言葉で読み上げたりとかしてたんですが、それは要らないんじゃないかな、見れば分かるんじゃないかなと思ったのがあったりして五、六時間だったんですけど。

司会者

ちょっと要らないようなものも入っていて五、六時間。

6 番

丁寧にと思ったのか、そのようになりました。ただ、訳は、英語の人も主語、述語で普通にしゃべってるのでしょから、無理してそっちの言語の順で訳さなくても、日本語的に訳してくれた方が、内容が頭に入るので、訳し

方を変えてとか思って非常に辛かったんですけど。

司会者

他の方で特に書面とか図面などで、何でこんな証拠を調べたんだろうと、見たときには何か大事なものかなと見ていたけれど、結局その後の評議でも使わなかったような証拠はなかったですか。なければいいですが。では、その他に、証人尋問で、医師の尋問など難しいところもあったかなという気もするんですけど、何か改善点とか、ここがちょっと困ったとか、こういう工夫をしてもらったので助かったということなどがありましたか。

4番

医師の証人のときは、医学用語みたいなものがあるじゃないですか。業界用語みたいなものね。

司会者

特に今回、精神科医でしたね。

4番

精神科医ですね。それで最初に裁判長が、聞いている私たちが素人なので、できるだけ分かりやすい言葉で表現してくださいという一言があって、比較的すんなりと納得できる御説明がありました。

司会者

5番の方の事件でも精神科医の尋問があったと思うんですが、いかがでしたか。

5番

分かりやすかったです。

司会者

そうですか。あともう一つ、解剖医の話もなかったですか。

5番

特にそれは印象になかったです。それは事件そのものを、弁護人もそれか

ら検察官も両方認めちゃってるので、ごく簡単に、さっといったような気がしますね。

司会者

殺人自体に争いはなかったですよ。あと、8番の方は、会社の担当者が証人として来たんですね。

8番

はい。

司会者

何でこの人が証人で来たのかというのは分かりましたか。

8番

最初は分からなかったです。大きい会社にそういう担当の人がいるということも知らないし、元警察官とかそういうお仕事されてた人がいます、みたいな説明だけざっくりされて、この会社に入って、被告人と直接会ったりしたので証人で呼んでますみたいな。

司会者

証人尋問を聞く前に、あるいは聞いてからでも、何でその人を呼んでいるのか、その人に何を聞いて何を判断するかというのは分かりましたか。

8番

聞く前は分からなくて、でも、この人が登場してくるというのは分かったんで。

司会者

一応関係者ですしね。

8番

会社側の人だな、反社会的な側の人じゃないなとかは分かるんですけど、この人って大丈夫かなみたいな、ちょっとこわもてで、しかも直接質問するんじゃなくて別室からだったので。

司会者

ビデオリンクですか。

8 番

はい。それで、ちょっとこわもてな感じの、元警察官だったか、質問をするのもちょっと緊張するような感じの人だったので、何でこの人は普通の会社員なのに暴力団の人と普通にカフェとかで会ってるのと思ったりとかして、最初その前提が分からないときは、この人は何かそういうグレーな人なのかなって思ったぐらいだったんで、それは少し説明があったらよかったなと思いました。

司会者

この事件は、争点としては共謀の有無だったんですが、その人の証人尋問がどう関係するかというのは分かりましたか。

8 番

検察官の質問で分かりました。具体的に何をしゃべったかというので、こういう具体的なことを証人の方が言ったから、じゃあこれは本当にあった会話だろうから認められるだろうという。

司会者

その会話からすると共謀があるんじゃないかと。

8 番

知ってた、知らなかったみたいな感じで、その被告人は上の人から言われたことをそのまま言っただけで、事件のことなんて何も知らなかったということだったんですけど、証人の方が、こうこうこう言ってたんで多分事件の内容は知っててお金を欲しいと言ってきてるということだったんで。

司会者

そういう形の証人だったんですね。

8 番

はい。でも、弁護人がすごく声が小さくて早口の方だったんで、書類に起こしてあるものだとまだ追い掛けられるんですけど、質問とか紙になってないものだと何と言ったか分からないことがしょっちゅうあったので、それは困ったなど。

司会者

それは証人尋問のときの弁護人の反対尋問が聞こえにくかったということですか。

8番

聞き取りにくかったですし、そもそも文書とかを読むときも、何度か裁判長に止められたりとか、大きい声で言ってくださいとか言われてたので、紙がないから頑張って聞こうと思ってたんですけど、すごい頑張って聞いても、ビデオリンクだったので余計何というか、何回も聞き直したりとか、証人の方も聞こえなくて何回も聞き直したりとか、そういうのがちょっと困りました。

司会者

それは内容以前の問題ですね。他に何か御指摘の点はありますか。検察側、弁護側から聞いてみたいことがあればどうぞ。

市川弁護士

第二東京弁護士会の弁護士の市川です。証人尋問について御感想というか御意見をお伺いできればと思います。多くの場合、証人に対して検察官が先に質問をして、その後に弁護人が反対尋問をすると思うんですが、その反対尋問について、よくやってるな、そこはぜひ聞いてほしかったというような質問ができていたのか、それとも、これは何を言ってるんだらうという反対尋問が多かったのか、その辺りの御感覚というのはいかがでしょうか。

5番

テレビでは刑事物をよくやっていますけど、もう少し検察官と弁護人とが

丁々発止のやりとりをやると思っていたら、何で弁護人は一步引いてるのかなと思いました。ということは、今回の事件そのものについて、弁護人の方も事実は認めているからなのかなと。要は、量刑だけの問題で弁護人として出てるのかなと。どうもその辺りは、もうちょっとやりとりがあった方がよかったなと思いました。まあ、これはテレビの見過ぎかもしれませんが。

司会者

5番の方の事件は、事実関係を争ってもいたんですけれども、実際は弁護人はそこは諦めて、量刑だけを争っているように見えたということですか。

5番

はい。だから弁護人の方も量刑はこのぐらいが適当と考えると。

司会者

最後にはですね。

5番

ええ。もうやったということですよ。あとの問題は精神障害があったかどうかだけだったんですけれど、それもそれほど。

司会者

響いてこなかったと。今の質問というのは、検察官がまず証人に対して聞いて、弁護人は反対尋問という形でそれをある意味崩すみたいなのが仕事なんですけれども、それがうまくいったような事例、あるいはここをこうした方がよかったんじゃないかという点があればという質問だったと思うんですけれども。8番の方、どうでしょうか。

8番

証人への質問のときに、出てきた場所の名前とかそういうので、証人と弁護人の言ってる名前が違って、結局どっちも合ってたみたいなことがありました。何か名前が変わったとか、ホテルの名前が変わってたとか、そういう感じだったんですけど、あまり意思疎通がとれてないんじゃないかというぐ

らい、弁護人と被告人がちょこちょこけんかみたいになっていたんです。それで質問のときに、何か3人で、違う、ここを聞いてほしいわけじゃないみたいなことを言ったりとか、あと、証人の方が、何を言ってるか分かんないんですけどとか言ったりして。

司会者

ちょっと見苦しかったと。

8 番

何かけんかをしてるなど。ちょっとやめてほしいなと思いました。

司会者

他には何かありませんか。

6 番

6 番なんですが、私の裁判では弁護人はかなり頑張っていたのかなと思います。国選弁護人の方だったらしいんですが。有罪か無罪かは本当に最後まで分からないぐらいの事案でもあったんですけど、非常にロジカルな方だったので、最初慣れるまではちょっと重くて、しゃべり方もちょっと芝居がかってるってうわさになってるってこともあったらしいんですけど。ただ、非常に引きつける話し方とか、説明の仕方がうまかったのと、話にそごがあるとすぐに見付けて訂正してくださるので、検察官たちが有罪ですよと言いたくて強めに押しちゃうと、それは証拠として出てないし、それは言い過ぎですよとか、そういう交通整理もしてくれて、だんだんそういう役割分担みたいな感じにもなってきたんで。もちろん、5 番の方がおっしゃってたほどの丁々発止はなかったんですけど、ある程度の弁護人と検察官のやりとりもあり、お互いにロジックがどこか崩れてくると、そこで正してくれたりとかもあって、裁判員として見て、話についていく分には、その訂正をしてくれることでもう一回整理して、すっきりできたので、すごく助かりました。

司会者

やり方としては異議みたいな形なんですか。

6 番

そうです。

司会者

検察官が証拠に出ていないことを言うと、異議あり、それは出てませんよみたいな感じでしたか。

6 番

その言い方はおかしいですよねという。

司会者

それをきちんと言ってくれる。

6 番

はい。それで、裁判長も、それはそうですよねと言って、続けてくださいという形になって、それはすごく助かりました。3週間と長かったので。

司会者

他に、質問はありますか。

丸山検察官

検察官の丸山といいます。被告人質問というのを最後の方だと思うんですが、被告人質問は、最初は弁護人から被告人に聞いて、次に検察官から被告人に質問します。検察官の被告人に対する質問は分かりやすかったですか。ここを聞いてほしいのに検察官が聞いてくれないとか、そういう不満はなかったでしょうか。

4 番

私の事件の検察官はぼっちりでした。ちゃんと落としどころを分かって突いてきたなという感じで。ただ、3人の検察官のうち、一番最初の尋問の日は一番若い女性の方だったんだけど、この方は声も小さいし言ってることもはっきりしないし、私、耳悪くなったのかしらと思いました。横の人にちゃ

んと聞こえるかと聞いたら、いや、聞こえないと。あれは困りますね。事前に質問の打合せとかそういうことはないんでしょうかね。

丸山検察官

普通は打合せをやっていると思うんですけど、緊張していたとかいろいろあったのかもしれませんがね。

4番

裁判長に聞いたら、みんな教育していかなきゃいけないんで、大目に見てくださいみたいなことを言われたんですけども。でも、だんだん審理を重ねるにつれて、最後は、落とすところ、ここまで攻め込んでいいのかというぐらいいままでぱっぱと来て。逆に私たちの裁判のときは弁護人が、弁護のしどころがちょっとなかった事件だったんじゃないかと思うんだけど、難しかったようですね。

司会者

他の方はいかがですか。

1番

検察官が3人いらっしゃって、若い女性の検察官もいらっしゃいましたが、きちんと理路整然として、被害者に質問していったり、とても印象に残っている感じなんですよ、検察官はね。結論から言えば、私も検察官の方がとても印象に残っちゃって、弁護人の方が弱かったというのは最初から感じておりました。

司会者

検察官が被告人に対して厳しく言い過ぎだとか、あるいは質問の意図が分からないとかいうことはなかったですか。

1番

私の場合はありませんでした。

司会者

7 番の方は。

7 番

結構厳しく追及してた感じでした。他の裁判員の方が、被告人の側には立ちたくないみたいな。検察官の方が被告人に呼び掛けるときに、あなたがとかそういうきつめの口調で言ってたんで、人によってはやっぱりすごく萎縮するのか分かんないんですけど、圧迫されるのかなと思いました。

司会者

質問の仕方が圧迫し過ぎるんじゃないかと。

7 番

そうですね。きつい質問の仕方だったなど。

司会者

必要があればそうだけど、そこまでの必要はないのにと印象ですか。

7 番

そうですね。否認もしてないので、そこまできつく言わなくてもいいのかなという気はしましたが。ただ、やっぱりそれに見合うことをやってしまってるんじゃないかなというのもあるとは思いますが。ただ、普通に話を聞くのに、それがちょっと支障になるのかなという気もして、もう少し冷静に質問してもいいのかなという気がしました。

司会者

審理の最後の論告、弁論について、分量、形式、内容についての印象や問題点、その後の評議に使えた、使えないみたいなどころがあればお聞かせいただきたいと思います。6 番の方は、冒頭陳述の量もすごかったけど、論告、弁論も相当な量で、他の方は多くても A 3 判で 4 枚ぐらいのところ、論告が A 4 判で 3 2 枚、別紙が A 3 判で 4 枚、弁論も A 4 判で 3 0 枚、論告が 1 2 0 分、弁論が 6 0 分という感じでしたね。

6 番

自分で取ったメモもA4判で70枚ぐらい書いてたぐらいだったんですけど、確かに正確に説明するためにはそれぐらいの資料が必要だったんだろうなとは思いつつながら、気絶しそうな分量だったんで、毎回みんなで、えっ、ちょっと待って、重要なのは何だっけと言いながら審理をしてました。あと、これは裁判所の話じゃなくて民間の助けということで、通信会社から情報をもろうというときに、個人情報等を楯にして、本当だったら被告人を守るはずの証拠となるかもしれないのに、この通話記録は出せませんと言うために、被告人が本当にやってないという証拠も出ない、出せない状況で裁判が進んでいました。そのグレーなところはもう広げようがないんだけど、そこが論点になるので、検察官もどうしてもやっぱりこう、いろいろ重ねてきた事案なので、決めたいというのですごく強気にやり過ぎるし、我々が知りたい情報じゃない、争いと遠いところで一生懸命検察官はやるから、いや、もうちょっと違うところを聞いてほしいと思いました。補足質問のときに、他の裁判員の人が聞いてくれて、あっ、なるほどと少し分かったりしたこともありました。

司会者

本当に知りたいところじゃないところがいっぱい出てきたと。

6番

そうです。だからそこはもういいから、こっちはと思うんだけど、検察官がいかに状況として証拠を固めるかって一生懸命苦労された結果、何十枚も資料を出しているのかなという感じでしたが、そこが逆に、もうちょっと違う角度からの証拠があれば、量刑、裁判結果が変わったかなというのが辛いところだったんですけど。

司会者

今のお話だと、証拠がないところを何とか主張でやろうとするからこうなっちゃったんだと。証拠がないとしょせん無理なところを一生懸命やっただと

いう印象ですか。

6 番

そうですね。今回無罪にはなったけど無実ということではありませんよという裁判長の話がありましたが、立件したことに對して立証できるかという話なんで、それは立証できてるかどうか全てなんで、そこが若干弱いんだらうと感じました。

司会者

ありがとうございます。他の方で伝えておきたいことはありませんか。よろしいですか。では、弁護士、検察官から何かありますか。

木田弁護士

いろいろ貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。最後に、弁護人側のプレゼンテーションの評判があまりよくないと思うんですけど、こうしたらよくなるんじゃないかとか、こう工夫すればいいのにとか、こちら辺が弱いとか何かございましたら教えていただきたいと思います。

3 番

プレゼンテーション能力という点を比較した場合に、滑舌のよさが断然検察官の方がよかったと私は感じたんですね。発声法を練習されたらどうでしょうか。

司会者

それだけでも違うと。

3 番

違うんじゃないかなと思います。私たちも営業する場で最後に勝つのは声大きい方だと言われることがあるんですね。間違っははいけないんですけども、自信と熱意を持って大きな声で聞き取りやすく伝えてくれれば、熱意だけでも加味できるかなと。そこでちょっと気持ちが揺れることもあったんじゃないかなと思うんですけど。熱意と滑舌じゃないかなと個人的には思い

ます。

6 番

私の裁判では、弁護士というよりは検察官なんですけども、何しろ資料が膨大過ぎるので、もし会社のプレゼンテーションでこの枚数を出したら話を聞いてもらえないかもという感じがあるので、まず概観で一べつするところですよというのがあって、そこから細かく入ったときに説明するような詳細資料を用意する形で、もうちょっと資料のまとめ方は短く簡潔にできるかなと思います。そこは逆に弁護士の方ができてたので、非常に分かりやすく、あと、目を見て話してくれて、皆さんにも、今はメモを取らないでちゃんと話を聞いてくださいと言って、今この場が大事ですよと言ってやってくれたんで、非常に話に集中できてよかったと思います。そこは多分他の皆さんの裁判とは逆であったと思います。

木田弁護士

ありがとうございます。

司会者

参加者の方で、せっかく来たので、ここで伝えたいことがあればどうぞおっしゃっていただきたいと思います。あるいは、これから裁判員になる方にこれを伝えておきたいとか。

1 番

裁判員制度はまだ9年目でしたか。ずっと続いていくには、さっき4番の方がみんな裁判員をやりたいって言ってたということですが、私の周りには、俺は嫌だという人が大勢います。ただ、振り返ってみますと、裁判員が6人、補充裁判員が二人で8人ですね。皆さん、やっぱり優秀でした。今回もだからみんな参加してるんだと思うんだけど、自信がある人じゃないと、裁判所からの呼び出しには行かないというふうに思うんです。来た方はみんなすばらしかったですね。

司会者

どうしたらやりたいというふうになっていただけますかね。

1 番

僕の周りが悪い人間ばかりだというわけじゃないんですけど、お店の経営者とかお客さんに言っても、私はやりたくない、俺はやりたくないというのが多いんですよ。裁判長が、裁判所でも各企業に説明会に行っているとおっしゃってましたけど、私のような裁判員の経験者がいくらしゃべっても、そこ止まりなんです。僕は国民の義務だと思って、行ったらいいよ、一生に1回しか、お金を払っても経験できないんだからって言ってPRしてるんですけど、国というか、マスコミというか、もっと国民に参加するように、PRがまだ足りないんじゃないかと思うんだけど。みんな忘れてるんじゃないかと思うんです。

司会者

おっしゃるとおり耳の痛いところで、これは裁判所というか、検察庁、弁護士会もそうだと思いますけど、我々の問題なので、もうちょっと頑張ろうと思います。ありがとうございます。

1 番

よろしくお願いします。

3 番

もう大分言ってくださったんですけど、やはり広報活動をしっかりされた方が、人が集まるというか、私も義務だと思って来たんですけど、実際、無届けというか、スルーしてしまう方もいるという現実を、報道ではよく見聞きするんです。メリットの部分がなかなかニュースとして日常的に伝わってこないのが、裁判所は国家予算に占める割合が少ないという話を聞いたんですけど、広報の予算をもっと取っていただけたらいいんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございます。

4 番

今まで参加された方が、もう10年でかなりになるわけじゃないですか。その中で、本当に参加して嫌だったと、もう二度とこんなことはやりたくないと言ってる方は何パーセントぐらいになるとか、そういうデータの後取りといったことをやってみたことはありますか。

司会者

データでは、やってよかったとか、どうだったというのは出ていて、おおむね評判はいいんですけど。

4 番

おおむね評判はいいわけですよ。それが多分まだ末端につながってない。1週間にしても10日にしても、1か月は長いけども、その間、本当に一つのことに集中して向き合うということは、今の生活の中でなかなかないじゃないですか。これは非常にメリットが大きいと思うんですよ。

司会者

ありがとうございます。

4 番

全然関係ないんですけど、裁判のとき、私たちの控室が一番端っこで、毎日2000歩ぐらい控室から法廷まで歩いていました。審理の時間配分って、例えば乗ってきたときに、みんなの状態も考えて休憩、休廷ってなるんですけど、もうちょっと考えてほしいですね。まあ、たくさん歩かせていただきました。

司会者

申し訳ございません。あと何かございますか。よろしいですか。それでは、ちょうど時間になりましたので、これで今回の意見交換会を終了とさせていただきます。

ただきます。長時間どうもありがとうございました。

以 上